

令和6年度  
第2回福島県森林審議会議事録

日時:令和6年10月21日(月)

場所:自治会館 3階 301会議室

福島県農林水産部

森林計画課



## 令和6年度第2回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和6年10月21日（月） 14時00分～16時30分

2 場 所 福島市（自治会館 3階 301会議室）

3 出席者

（委員）

五十嵐乃里枝委員、古関恵子委員、今野万里子委員、白岩和子委員、  
鈴木清延委員、鈴木謙司郎委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員、藤野正也委員、  
村越のぞみ委員

（以上10名）

（福島県）

農林水産部政策監、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、  
農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、  
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、  
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、  
南会津農林事務所森林林業部長、いわき農林事務所森林林業部長、  
林業研究センター所長

（以上15名）

4 諮問

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について

5 議 事

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について

6 その他

連絡事項

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)</p>	<p>本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きましてありがとうございます。</p> <p>私は本日の司会進行役を務めさせていただきます森林計画課総括主幹の野崎と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより、福島県森林審議会を開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、傍聴に当たっての留意事項を確認させていただきます。</p> <p>本審議会は森林法に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様にも公開することとなっておりますので、御了承願います。</p> <p>傍聴の皆様へお願いいたします。傍聴に当たりましてはお配りしております、「傍聴に当たっての留意事項」のとおりとなっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長あいさつ (藤野会長)</p>	<p>それでは開会に当たりまして一言述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は、次第のとおり、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、審議を行うものであります。</p> <p>県は、森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策をより一層推進するため、県民の理解と協力のもと、平成18年度から森林環境税を導入しており、今後の在り方につきまして審議を重ねることとしております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (野崎総括主幹)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林水産部長から、挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長あいさつ 農林水産部政策監 (貝羽政策監)</p>	<p>皆様こんにちは。私、農林水産部政策監の貝羽と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、本来であれば農林水産部長沖野が出席するべきところではありますが、あいにく公務出張が重なりまして、出席がかないませんでした。部長挨拶を預かってまいりましたので、代読させてい</p>

たきます。

令和6年度第2回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。委員の皆様にはお忙しいところ御出席頂き、誠にありがとうございます。

さて、平成18年度に創設いたしました福島県森林環境税は、5年を1期として運用してきており、現在の第4期の課税期間は令和7年度が最終年度となっております。この間、県民の皆様の御支援、御協力を頂き、福島県森林環境税を財源とした様々な事業が展開され、県民一人一人が参画する森林づくりが着実に広がっております。令和8年度以降の、福島県森林環境税の在り方検討に当たり、この税の取組に対して、県民の皆様から御意見を頂くため、森林づくりタウンミーティングや、県民アンケート、市町村及び関係団体へのアンケート調査を実施しました。それらの結果を踏まえて、森林の未来を考える懇談会から、福島県森林環境税を活用した取組に対する意見を頂いたところです。

本日の森林審議会におきましては、その御意見を踏まえ、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について諮問させていただき、御意見を賜りたいと考えております。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言をくださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和6年10月21日、福島県農林水産部長沖野浩之代読でございます。

司会  
(野崎総括主幹)

それでは次に御手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、資料1から6まで、そのほか参考として「関係法令集」、その他、委員の皆様には別紙1から別紙3をお渡ししておりますので、御確認をお願いいたします。

リモート参加の委員の方も含めて、資料が不足されている方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、県側の出席者ですが、次第の次のページにあります出席者名簿、こちらの右側を御確認頂ければと思います。

それでは、次に次第の4 委員の出席状況について御報告させていただきます。

今ほどの次第の次のページ、出席者名簿の左側を御覧ください。

い。

会場に御出席頂いております、  
古関恵子委員、白岩和子委員、鈴木清延委員、鈴木謙司郎委員、  
関奈央子委員、高木鉄哉委員、藤野正也委員、村越のぞみ委員、

その他、リモートで御参加いただいております、  
五十嵐乃里枝委員、今野万里子委員

を含めまして委員10名の御出席をいただいております。

また、森林審議会の委員の、阿部恵利子委員、遠藤忠一委員、  
田子英司委員、豊田新一委員、宮田秀利委員の5名の方から欠席の御報告をいただいております。

以上、委員総数15名のところ10名の出席となっております、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第の5 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、貝羽政策監から当審議会に諮問がございます。

委員の皆様には諮問文の写しをお配りしておりますので、御覧ください。

また、恐れ入りますが、藤野会長、貝羽政策監は御移動願います。

それでは、貝羽政策監よろしくお願いたします。

農林水産部政策監  
(貝羽政策監)

[諮問]

令和6年10月21日、福島県森林審議会長様。

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について

2 諮問理由

福島県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策をより一層推進するため、県民の理解と協力のもと平成18年度から福島県森林環境税を導入いたしました。

	<p>その後、この条例の理念に基づき、県民一人一人が参画する新たな森林づくりをテーマに、森林の持つ公益的機能を維持・保全するため、間伐などの森林整備や木材の利用促進などを通じた森林環境の保全と、全ての県民で森林を守り育てる県民意識の醸成活動に取り組んできました。</p> <p>条例における福島県森林環境税の課税期間が令和7年度までとされていることから、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、貴審議会の意見を求めるものです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
藤野会長	しっかり審議してまいります。
司会 (野崎総括主幹)	<p>藤野会長、貝羽政策監ありがとうございました。</p> <p>席にお戻りください。</p> <p>なお、貝羽政策監につきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは次第6の議事に移らせていただきます。</p>
	<p>福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますので、藤野会長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、藤野会長よろしく願いいたします。</p>
議長 (藤野会長)	<p>それでは委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名、指名いたします。</p> <p>五十嵐乃里枝委員と鈴木謙司郎委員をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
	<p>それでは、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について、事務局に説明を求めたいと思いますが、資料が多いことから、まずは資料1 福島県の森林環境税制度について、事務局の説明の後、委員の皆様から質問を受け付けたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
森林計画課主幹	森林計画課の眞壁と申します。

(眞壁主幹)

私のほうから資料を御説明させていただきたいと思います。

資料1を御覧ください。

福島県の森林環境税制度についてです。

1ページをお開きください。

資料をもとに制度の概要等を御説明させていただきます。

まず、1の森林・林業の課題としまして、木材価格が低迷し素材生産が進んでいない、林業の担い手不足等により森林整備が停滞している、また、充実した森林資源を生かす時代となっており、伐って、使って、植えて、育てる森林管理が必要になっています。

その一方で、2の森林への関心は高まっており、水を蓄え・水を浄化する森林機能の発揮や、山崩れ、洪水などの災害を防止する働き、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する働きなど、以前にも増して注目が集まっており、これらの公益的機能の発揮のために、県民みんなで森林の手入れを進めていく必要があります。

3の荒廃した森林の整備は、森林整備の必要性を示したものです。福島県内には約20万ヘクタールの人工林がありますが、手入れをしないと、左側の写真のように、森林の様々な機能を発揮できないばかりか、災害の発生にもつながるおそれがあります。

このような状況を受けまして、2ページをお開きください。

本県では、平成17年11月に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定しております。

県民一人一人が参画して森林を守り育て、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、制定に当たっては多くの皆様に御参画頂きました。

この憲章をもとに、福島県森林環境税を導入しておりますが、平成18年度から5年を1期として取り組み、現在、令和3年度から令和7年度までの第4期対策を行っております。

課税額は、県民お1人から年額1,000円を、法人からは法人県民税均等割額の10パーセント相当額を御負担頂いております。

2ページ下のグラフですが、本県では制度開始から5年ごとにアンケート調査を実施しておりますが、こちらは福島県森林環境税の認知度を示したものです。

赤の「よく知っていた」と、黄色の「知っていたが内容までは知ら



なかった」、この二つを合わせた「知っている」と回答した方の割合は減少傾向にあり、令和6年度は合わせて35.2パーセントでした。

逆に、青の「知らなかった」と回答した方は51.1パーセントと半数以上を占めており、もっと広報・周知に努める必要があると認識しております。

3ページを御覧ください。

福島県森林環境税では二つの大きな基本目標、

- ・森林環境の保全
- ・森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

を掲げております。

この目標のもと、6つの施策展開、森林環境の適正な保全、森林資源の活用による持続可能な社会づくり、市町村が行う森林づくり等の推進、県民参画の推進、ふくしまの森林文化の継承、森林環境基金の運営、これらを展開しており、「豊かな森林文化のくに、ふくしまの創造」を目指して、様々な事業に取り組んでおります。

まず1つ目の「森林環境の適正な保全」については、水源区域等で手入れが行われず荒廃が懸念される森林において実施された、間伐や再造林等に対して支援を行い、これまで3万1,322ヘクタールの森林が整備され、その面積は、民有林の内の私有林人工林、こちらが約15万ヘクタールほどございますが、その2割に相当しております。

また、特に近年、クマやイノシシなどの野生動物が住宅周辺まで出没して問題となっておりますが、野生動物のテリトリーと人の居住地・田畑との間に緩衝帯をつくるため、地域住民の方々が里山林を整備する取組を支援し、686ヘクタールの里山林が整備されました。併せて、地域ぐるみによる森林づくり意識の醸成が図られております。

4ページをお開きください。

2の「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」としては、これまで林内に捨てられ利用されなかった間伐材を有効活用するため、木材の搬出や、搬出のために必要な林内作業路の整備を支援いたしました。

また、新築住宅の構造材等へ県産木材の利用を進めるため、住宅ポイント事業を実施するとともに、子供の頃から木を学び親しむ機会を創出するため、小学校など1,208校に対して木工工作用資材を配布し、出前講座を開催しました。

県産材の需要拡大に向けては、木材利用に資する新技術や新製品の開発等に対して、これまで24件の支援を行っております。

3の「市町村が行う森林づくり等の推進」としまして、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、市町村へ基金の一部を交付しているもので、森林環境基本枠では、小中学校における森林環境学習などに対して、地域提案重点枠では、小・中学校、幼稚園の内装木質化や木製遊具の設置などに活用されています。

5ページを御覧ください。

4の「県民参画の推進」としましては、平成30年に本県で開催されました「第69回全国植樹祭」の開催理念を引き継いで、ふくしま植樹祭を毎年開催し、多くの県民の皆様に参加していただいております。

また、森林の役割や重要性を広く県民に伝える「もりの案内人」や、森林整備のスペシャリスト「グリーンフォレスター」の養成、森林ボランティア団体の活動を支援しております。

5の「ふくしまの森林文化の継承」としましては、先人たちが育んできた森林文化や、木の文化を改めて見直すとともに、記録に残し、継承していくため、カジコ焼きや漆掻きなど、現在28本の記録映像を作成し、県ホームページで公開するとともに、出前講座の実施等を行っております。

最後の6番、「森林環境基金の運営」としましては、基金事業の適正な執行と透明性を確保するために、県民の代表として10名の委員からなる「森林の未来を考える懇談会」を設置しており、事業の取組に対する意見や評価等を頂いております。

資料1の御説明は以上となります。

続きまして、別紙1「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」審議の進め方、により、本日の諮問に至るまでの経緯等について御説明をさせていただきたいと思っております。

1の「森林審議会への諮問について」の2段落目を御覧ください。

い。

現在の第4期森林環境税の最終年度となる令和7年度を前に、今年度、福島県森林環境税を活用した取組内容や税制の継続の是非について県民の皆様からの御意見を伺うため、タウンミーティングや県民アンケート調査などを実施し、これらのアンケート結果等を踏まえて、森林の未来を考える懇談会から、「福島県森林環境税を活用した取組に対する意見」が県に提出されました。

これらの県民の声、意見を受け、当森林審議会に「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方」を諮問いたしました。

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方検討のスケジュールを御説明させていただきたいと思います。

2の「審議の進め方について」を御覧ください。

こちらの別紙1と合わせまして、資料の6も御手元に御準備頂き、2つの資料を使って御説明させていただきたいと思います。

別紙1の2です。

①の第2回森林審議会において、審議会へ諮問するとともに、本日、今後の在り方や方向性等について御審議をお願いいたします。

本日の委員の皆様のお意見等を踏まえまして、②の令和6年11月中旬頃までに事務局において在り方の中間取りまとめ(案)を作成し、各委員の皆様へお送りさせていただきます。

委員の皆様からは、11月下旬頃を期限といたしまして、御意見を頂戴する予定でおります。

その後、事務局において修正等を行い、場合によっては再度委員の皆様にご確認いただくなどを繰り返しながら、③の令和6年12月19日に、第3回森林審議会を開催させていただき、中間取りまとめ(案)の内容を固めてまいりたいと考えております。

その後、④、中間取りまとめに対する「うつくしま県民意見公募(パブリックコメント)」を12月下旬から1か月ほど実施し、⑤になりますが、令和7年1月下旬から2月上旬のいずれかの時期において、第4回森林審議会を開催させていただき、パブリックコメントの意見を踏まえた答申(案)を取りまとめる予定でおります。

また、⑥の答申(案)を踏まえまして、地方税制等検討会において、税制面での検討がなされ、3月頃に、「福島県森林環境税に

関する検討報告書」が提出される予定となっております。

年度が明けまして、⑦の令和7年度4月頃に、第1回森林審議会の開催を予定しており、森林審議会から県へ答申を頂くようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

併せて別紙2を御覧ください。

「福島県森林環境税」と「国の森林環境税」の違いについて御説明させていただきます。

別紙2の裏面のA4横の表を御覧ください。

「森林環境譲与税と福島県森林環境税の違い」の、「税制目的」を御覧ください。

まず、右側の福島県森林環境税についてですが、水源の涵養、県土の保全等森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策を進める目的で、平成18年より開始いたしました。

具体的取組としては先ほど資料1で御説明させていただいております。

一方、左側の森林環境譲与税、国の税金の方でございますが、こちらは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止の観点から、これまでの既存制度、国庫補助事業や、県の森林環境税も含めてですが、こういったこれまでの既存制度ではどうしても進まなかった森林の整備についても進める必要がある、という観点で創設されたもので、具体的には、上の「主な内容」に記載しております、森林経営管理法に基づく森林整備、例えば、森林所有者自ら管理ができない、管理する意思がない、そもそも森林所有者すらも分からないような森林の整備を、市町村が主体となって進める制度でございますが、その財源とすることを第1の目的としておりまして、この森林整備を円滑に進めるために必要な木材利用や人材育成についても、税を使うことができるようになっていきます。

下に具体的内容ごとの役割分担を整理しておりますので、参考までに後ほど御覧頂ければと思います。

こちらを県民に分かりやすくまとめた資料が表面になっておりますので、併せて御覧ください。

以上、説明を終わります。

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>主には制度的なところを御説明いただきましたけれども、これにつきまして、御質問等ございましたら、自由に御意見頂戴したいと思います。</p> <p>およそ10分程度ぐらいは時間取れるかと思っております。</p> <p>では高木委員お願いします。</p>
<p>高木委員</p>	<p>あまり本質的なことではないかもしれないんですけど、国の森林環境譲与税の主な内容として、森林経営管理法に基づく取組を主目的とするようなことを強調し過ぎると、実は今現在の森林環境譲与税について基金化される一方で少しも執行されない、要は「これにしか使えない」というような誤解がちょっと多くてですね、現実問題としてその経営管理法に基づくような、森林所有者が自ら整備できない、維持管理できない森林を、委託して経営管理することがどれだけ実態として市町村がやれるかっていうと、そういった体制も整ってない中で、いきなりお金だけ来ちゃってなかなか使われなかったという実態があったんですね。これからはまたそこは変わってくると期待しておりますが、あんまりこのところをクロージアアップし過ぎるのもどうなのかなと。</p> <p>本質的な話ではないのかもしれませんが、この資料を見ていて気になりましたので、申し上げました。以上です。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>高木委員のおっしゃるとおり、森林環境譲与税というのは主に市町村に国から渡されるお金ということになるわけですけども、使途についてはかなり幅広く認められております。</p> <p>もちろん、国としては、恐らくですけども、例えば林野庁としては、森林経営管理法に使ってほしいというのは担当者レベルではあるのかもしれませんが、法律の文面からいうと何に使っても、幅広く何に使ってもいいところですので、この別紙2ですけども、県民の方に分かりやすく、県と国の違いをとるところではあるのですが、私も読んでいながら、森林経営管理制度にちょっと重点を置き過ぎているので、もう少しいろんなものに使えるんだよという、ちょっとトーンを変えていただく方が私もいいのかなと思っております。</p> <p>事務局のほうではいかががお考えでしょうか。</p>

森林計画課長  
(鈴木課長)

今日はよろしくお願いいたします。  
会長、そして、高木委員のほうからお話のありました譲与税の取扱いというところですけども、基本的に我々としては、制度の目的が、森林経営管理制度をまず主体として進めていく。県の環境税で取り組んできたのは、基本的に森林所有者さんがやろうというところに支援をさせていただくということで進めてまいりました。  
ここが大きな違いというところで、これを両輪で進めていくということが大事だと考えています。

議長  
(藤野会長)

分かりました、ありがとうございます。  
今野委員お願いします。

今野委員

ありがとうございます。  
制度の話ではないんですが、アンケート調査を実施されていて、4期末のアンケートでは認知度がちょっと減りましたというような、お話があるんですけども、過去に配付されているアンケートの配布先と数っているのは、今年度配布したところと同じものを同様のところに配っているんだけど下がっている、ということなのか、というところをお伺いしたいと思いました。よろしくお願いいたします。

議長  
(藤野会長)

今野委員からの御意見があったその認知度というのは資料1の2ページのところでよろしいですかね。  
資料1の2ページのところに、「あなたは森林環境税を知っていましたか」という質問があるのですが、これは今日この後、説明される資料2の、森林環境税に関する県民アンケートの結果について、これとリンクしているものという認識でよろしいでしょうか。  
事務局のほうお願いします。

森林計画課長  
(鈴木課長)

まさにそのとおりで、資料2の7ページ、こちらと同じ数字ということです。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございました。  
こちらの資料1の2ページのところにこの認知度が書かれています、右側に総回答数というのが書かれています。

	<p>令和6年度であれば総回答数12,530となっておりますが、これはこの森林環境税の今回と同じような見直しのたびに県民アンケートをとって、その時々々の回答数がこの右側に、例えば令和元年度であれば9,489ということになるかと思えます。</p> <p>よろしいですかね。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>相違ございません。</p> <p>資料2の1ページの1番下ですが、令和6年、今回が12,874件、令和元年は9,489件と回答を頂いています。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>今の回答でよろしいでしょうか、今野委員。</p>
<p>今野委員</p>	<p>配布先は同じなんでしょうか。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>いかがでしょうか。</p> <p>配布先というのは配布した個人ですかね。</p> <p>森林計画課長お願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>アンケートの配布先については、Webと紙の配布と両方使いました。大体13,000件のうち…数字確認させてください。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>それとも、もしこの後の説明のところで話していただけるんでしたらそちらでも構わないかと思えますが。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>では、この後併せて説明させていただきます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>他にこの制度的なところで確認、御意見等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、この制度的なところの確認は以上とさせていただきます。続いて資料2「福島県森林環境税に関する県民アンケートの結果について」、そして資料3「森林づくりタウンミーティングの結果について」、そして、資料4「市町村及び関係団体のアンケート結果について」、これらをまとめて、事務局のほうから説明していただ</p>

森林計画課主幹  
(眞壁主幹)

こうと思います。

資料2を御覧ください。  
福島県森林環境税に関する県民アンケートの結果について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

2の実施の概要を御覧ください。

調査対象は県内に居住し、県民税の納付義務のある個人及び県内に所在する企業で、調査方法は県や市町村において、窓口、イベント、会議、回覧等の様々な機会をとらえて呼びかけを行うとともに、先ほど今野委員からもお話あった部分かと思いますが、今回は、初めてインターネットのウェブ広告での呼びかけと、ウェブ回答を実施しております。

これまでは、事務所等や市町村の窓口等での呼びかけという手法だったものが、今回調査の方法が若干このような形に変わっております。

期間は7月18日から8月31日までで、目標1万件に対して無効数も一部含まれておりますが、回答は12,874件ございました。

1ページの5にアンケートへの回答状況を記載しておりますが、前回の令和元年調査よりも約3,000件以上多い回答数となっております。

上に戻りまして、3の調査項目について御覧ください。

今回調査項目は全部で11問実施いたしました。

こちらについて、次のページから主な内容について御説明させていただきます。

2ページをお開きください。

アの個人回答の部分です。

回答者の構成についてですが、1番上の部分、居住地別の回答割合は中通り59.9パーセント、会津16.3パーセント、浜通り23.8パーセントで、3段目に福島県の推計人口の地域別割合を載せてございますが、概ね人口割合に比例した地域別回答割合となっております。

真ん中左側の性別です。

男性が55.6パーセント、女性が42パーセントで、県の人口割



---

合と比較して、若干男性が多い回答となっております。

右側の年代別では、県の人口割合に対して、黄色とオレンジと赤茶色の部分ですが、40代50代60代からの回答が多く、この年代で全回答の7割以上を占めております。

逆に水色と青の10代20代からの回答が少なく、前回調査よりも20代の回答割合は大きく減少しております。

なお、今回のアンケート調査実施に際しましては、県内の各大学を通じて全ての学生にも実施を呼びかけるなどしております。

3ページを御覧ください。

企業からの回答についてです。

地域別割合は中通り58.8パーセント、会津11.8パーセント、浜通り29.4パーセントで、県の所在地別企業数の割合と比較すると、若干浜通りが多く、会津地方が少ない回答となっております。

アンケートをお送りした企業数は800社で、県内企業から無作為抽出いたしました。

回答があった企業の業種別の割合は、3ページの下グラフのとおりとなっております。

4ページ以降に項目別の結果を掲載しております。

4ページの間2です。

「森林とどの程度関わりがありますか」との問いに対して、55.2パーセントが「森林にはほとんど立ち入らない」と回答しております。

下の問3「県内の森林についてどのように感じていますか」との問いに対して、「手入れが不十分で荒れている」と回答した方が52.8パーセントと最も多く、次いで「病虫害、クマ・シカなどの被害が目立つ」が36.7パーセントで、健全な状態ではないと感じている方が多い結果となりました。

また、その他の意見としましては、再生可能エネルギー発電施設による森林開発の影響に関することが多く、「森林整備が遅れている」、「森林の状況についてよく知らない」といった声が目立ちました。

5ページを御覧ください。

---

問4「森林の機能で大切だと思うもの」については、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」が69.4パーセントと最も多く、次いで、「二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する働き」が58.6パーセント、「豊かな水を蓄え、水を浄化する働き」が58.1パーセントの順となり、この傾向は前回、令和元年の調査とあまり変わりはありませんでした。

6ページをお開きください。

問5「県の森林環境税と国の森林環境税が異なる制度であると知っていたか」については、黄緑色の「知らなかったが、今回異なる制度であることを知った」が31.7パーセント、オレンジの「知らなかったし、内容の違いも分からない」が34パーセントで、二つを足した65.7パーセントの方が「知らなかった」との回答でした。

これは前回の調査とあまり変わりはなく、制度の周知が進んでいないことが分かりました。

7ページを御覧ください。

問6「県の森林環境税を知っていたか」については、水色の「よく知っていた」が10.4パーセント、青の「よく知っていたが、使い道までは知らなかった」が24.8パーセントで、これら2つを足した「知っていた」と回答した方は35.2パーセントで、半数以上の51.1パーセントの方が「知らなかった」と回答しており、やはり制度の周知が必要と感じました。

8ページをお開きください。

問7「現在の県税の取組内容の中で、どれが大切か」との問いに対しては、7割以上の方が「水源林や里山林などでの荒廃した森林を整備する取り組み」と回答していますが、その他の選択肢では、今回の調査から新たに設けた「花粉症対策のための森林づくり」や、「市町村が行う取り組みに対する支援」、「民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進」、「小中学生などを対象とした森林環境学習の実施」など、比較的回答が割れました。

その他の意見としましては、野生生物と共存を目指した森林整備、広報の強化、または何に使われているのかよく分からないなどの声がありました。

問8「税制度の令和8年度以降の継続等」については、「現在の

---

まま継続して取り組むべき」の31.2パーセント、「新たな取り組みを加えて継続すべき」が40パーセントで、2つを足した71.2パーセントの方が継続すべきとの回答でした。

一方、「継続すべきでない」と回答した方は約1割となっており、理由としましては、再生可能エネルギー発電施設による森林開発に関するものが多く、「国税が創設されたから」や「効果がよく分からない」などの声が目立ちました。

9ページをお開きください。

問9「令和8年度以降の取組として重要と考えること」については、「水源林や里山林などでの荒廃した森林の整備」が71.7パーセントと最も多い結果となりました。

次いで「成長した樹木の利用を進め、伐採跡地への植林を推進する取り組み」が60.7パーセントでした。

その他の選択肢については、「市町村が行う取り組みに対する支援」、「花粉症対策のための森林づくり」、「民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進」など、上位2つ以外は回答が割れています。

その他の意見の概要としましては、再生可能エネルギー発電施設による森林開発を防止する取り組みに関する意見が多く、公益的機能を高める森林整備のさらなる推進、担い手の育成や獣害対策への声などがありました。

10ページを御覧ください。

問10「森林環境の保全、森林整備に関して今後重視して取り組むべきと考えること」は、再造林が54.4パーセントと多く、次いで「公益的機能を発揮できる災害に強い森林づくり」が45.2パーセント、その他の意見としましては、広葉樹林の整備に関する意見などが多くありました。

問11、「県民の意識醸成、森林環境教育等で今後重視すべきもの」としましては、小中学校向け教育が49.3パーセント、森林環境に関するイベントが46.6パーセントでした。

続きまして、資料3を御覧ください。

森林づくりタウンミーティングの結果について御報告いたします。

---

1ページをお開きください。

2の開催結果概要を御覧ください。

タウンミーティングは令和6年7月18日から8月9日までの日程で、県内8地域で開催いたしました。

205名の方が参加し、合計53件の意見要望を頂いております。

なお、会場ごとの参加人数については、3の開催内容を御覧ください。

2ページをお開きください。

4の参加者の構成ですが、地方別地域別の参加者の割合については、各地方、地域とも極端な偏りはありませんでした。

なお、男女比については、男性が9割近くを占めました。男性が多かった理由としましては、参加者の多くが森林林業関係者、いわゆる男性が多い業界ということが理由であったと考えられます。

5のタウンミーティングの結果です。

(1)タウンミーティングにおける意見等内容別要約についてです。

まず、森林環境税について、継続の要望が複数あり、反対意見はございませんでした。

間伐等の森林整備や皆伐再造林、花粉症発生源対策への支援要望がありました。

税の制度や事業についてもっと周知するべきとの意見がありました。

子供から大人まで幅広い世代への森林環境教育等の実施や指導者育成支援への要望、森林整備を進めるための路網整備や県産材利用促進に対する要望がありました。

なお、主な意見を3ページ、4ページにまとめておりますので、今ほどお話しさせていただいた意見以外のものを御紹介させていただきます。

①の制度の枠組み・継続についてですが、国の政策ではスポットが当たらないような課題への活用、森林の重要性を周知するために有効なので続けてほしい、といった御意見。

②の森林整備関係としまして、針葉樹だけではなく、広葉樹の整備をしてほしい。

③の森林環境教育としましては、森林環境教育を行うフィールドの整備に税を活用してほしい。

4ページに移ります。

⑤県産材の利活用としましては、県産材購入希望者等への情報の公開やDIY等に関心のある方への講習会開催、その側面としましては、これを入り口として森林環境保全への意識醸成が図られるのではといった御意見などがございました。

続いて資料4を御覧ください。

市町村及び関係団体のアンケートの結果についてです。

1ページを御覧ください。

2の実施の概要に記載のとおり、県内59市町村と森林林業森林づくり関係81団体から回答を頂戴しております。

3の実施の結果を御覧ください。

令和8年度以降の森林環境税制度の廃止、継続に対する考えについては、「現在のまま継続」が70.7パーセント、「新たな取組を加えて継続」が25.7パーセント、この2つを足した96.4パーセントが継続を支持しております。

一方、4市町村と一つの団体が「継続すべきではない」との回答でした。

継続すべきではない理由としましては、「国の森林環境税と制度内容が類似している」、「本税による十分な事業効果が発揮されているのか分からない」などです。

2ページをお開きください。

(2)番の「森林環境税を財源とする取組で大切だと考えること」としまして、6つの施策区分ごとに選択を求めたところ、「森林環境の適正な保全」が80.7パーセントと最も多く、次いで「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」が62.9パーセントとなっており、前回傾向と順位に変わりはありませんでしたが、3の「ふくしまの森林文化の継承」、6の「森林環境情報の発信」の回答割合が大きく増えました。

下の(3)番、福島県森林環境税に対する意見等としては、森林整備関係が40件で最も多く、次いで里山活用と、県民参画が28

---

件、制度の枠組・継続と情報発信がそれぞれ26件などとなっています。

主な意見を4ページ以降にまとめておりますので、いくつか御紹介させていただきたいと思えます。

市町村や関係団体からの森林環境税に対する意見としまして、まず、1つ目の枠組・継続の部分では、「環境税の用途見直し等については、時勢に応じた改定等は必要であるとする」、「基金事業として実施する施策目的を明確化した上で事業の重点化を図り、施策目的にふさわしい名称へ変更も必要とする」といった御意見。

4の森林整備の取組継続に関しては、「今の杉材を皆伐して新たに土地に合った植樹植林すべきだと思います」といったもの。

5の森林整備の見直しに関しては、「長期的な視点を持って、森林の再編も検討が必要。今後の大雨等による防災の観点から、根張りの良い樹種を優先する土地があっても良いと思う。短期利用を促進するところなのか、長期育成を目指すところなのかなどの視点も入れてそれを県民に伝えていく必要もある」といった御意見。

6の整備対象の拡大の部分では、「現制度では人工林整備のみを重視していますが、人工林率の低い地域によっては、針葉樹、広葉樹の分け隔て無く、全ての森林を整備することで健全な環境づくりをするべき」。

5ページに移りまして、15の森林環境学習の取組拡大に関しましては、「中高生の時点で、林業について学べる機会や林業についての興味を引く機会となる環境づくりが必要」。

16、森林環境学習の取組継続の部分では、「温暖化を防ぐ為や、昨今の水害問題など、森林の重要性を子供達にだけでなく、その親にも教授していく機会が必要で、現在の教育取組みは継続することが望ましい」といった御意見。

17の関係教育機関との連携強化の部分では、「より効果的な木育や森林環境教育、森林ESDの推進を図るため、専門家による教育プログラムの開発とその普及」といった御意見。

18の新たな県産材利用の推進に関しましては、「既存の住宅支援の継続に加えて、商業施設等非住宅分野での木材利用に対する支援策の拡充をお願いします」といった御意見。

21、里山整備の拡大の部分では、「森林の景観を保全しようとする人への支援」、23、獣害対策の実施の部分では、「クマやイノシシ、ニホンジカ等の大型野生動物の調査・研究(人的被害、林

---

	<p>業被害)、被害防止のための情報発信」といった御意見。</p> <p>最後のページになります6ページです。</p> <p>25の森林環境税のPRの部分では、「県民からの森林環境税の必要性の理解は高いものの、取組成果等については今後もより一層、県民への積極的なPRが必要」という御意見。</p> <p>森林環境譲与税との関連に関して、27の役割分担では「森林環境譲与税との類似性から、役割分担の明確化」、その他、取組に対しての効果検証の部分で、「取組を精査する根拠が乏しい。目的に向かって成果を上げているのかを判断すべき」といったものの。</p> <p>32、その他としましては、「小さく営んでいる林業関係者にも手が届く施策としていただきたい」といった御意見がございました。</p> <p>以上で資料2から資料4までの御説明を終わります。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料2から資料4まで説明いただきました。</p> <p>御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>まず、今野委員にお伺いしたいんですけども、先ほどの質問の回答としては資料2の説明のところそれがあったと思いますが、それで今野委員の御質問の回答になっていたかどうか、お答え頂けますでしょうか。</p>
<p>今野委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>令和6年度の配布数というのはウェブもやっているのですが、総配布数みたいなのは分からないということは分かったのですが、その前の令和元年の比較をしている、令和元年度の時は、個人回答の方とか、どれぐらい配布していてという、その回答率がどれぐらいなのかというのを知りたかったので、その辺を教えていただくと助かりますというのと、今回ウェブでの回答もお願いしたということなんですけど、ウェブで回答してきたのが全部の中のどれぐらいの比率だったのかなっていうのもちょっと気になったので教えていただくと助かります。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では事務局のほうから回答をお願いしますでしょうか。</p>

<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>二つありまして、お答えしやすいほうからでも。</p> <p>アンケート回答数について、大体13,000件のうち、ウェブが9,000件、ペーパーが残り4,000件弱、大まかにはそういう数字になっています。</p>
<p>森林計画課主任 (藤田主任)</p>	<p>令和6年度のウェブでのアンケートの実施について補足させていただきます。</p> <p>今回はクラウド上にアンケートの回答フォームをつくって、そちらにアクセスしていただいて回答いただくという形式をとりました。</p> <p>そこにアクセスするきっかけは、ウェブ広告等も打たせていただいて、そちらから来た人に回答していただくという手法が一つと、チラシでQRコードをつけていたので、そのQRコードからアクセスしていただく、という形をとっておりますので、そのQRコードからアクセスした方が、実際どれぐらい回答してくれたかというところは、今手元に数値はございません。</p> <p>ただ、ウェブ上で広告等を打たせてもらったときに、クリックをしてリンクをしたものの回答してくれた方という率は手元にございまして、そこがですね、平均すると約10パーセントをきるぐらいになっております。細かい数字が今手元では集約できなかったもので、概数ということで、御報告させていただきます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>今野委員、今のよろしいでしょうか。</p>
<p>今野委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>他の方からまた御意見頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>単なる感想などでも結構でございます。この結果を見て何か自分で思っているのと違うとか、私もそう思いますとか、そういうものも結構ですけどいかがでしょうか。</p> <p>では白岩委員お願いいたします。</p>
<p>白岩委員</p>	<p>私のほうから本当に感想なんですけど、自分自身がこの席に座っているような状況で、今回のタウンミーティング及び県民の皆さん</p>



	<p>からのアンケートは本当にやってよかったな、やってよかったんじゃないかなって。</p> <p>この内容を読ませていただいても、本当に、同感だ、なるほどっていう意見がすごく感じられるアンケートの結果だったと思います。</p> <p>今後もこのような機会があるなら、どんどん県民の皆さんの声を参考になされたら、今後、環境税に対しての県民の皆様の意見が反映されて良くなっていただければと思います。</p>
議長 (藤野会長)	<p>そういう御意見を頂くのもこの審議会の場でございますので、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>では鈴木委員からお願いします。</p>
鈴木(清)委員	<p>概ねこの森林環境税を継続してもらいたいというような意見が多かったようですけど、国の税と、県の税と重なるところがあるっていうのは、例えばどんどころが重なるのか、御説明頂ければ。</p>
議長 (藤野会長)	<p>では、事務局のほうから、国と県の森林環境税の棲み分けについて、説明をお願いします。</p> <p>計画課長お願いします。</p>
森林計画課長 (鈴木課長)	<p>重なるところでございますが、まず、森林整備というところから考えますと、県の森林環境税は、水源ですとか、あるいはその土砂流出の防止の機能が強い森林ですとか、そういったところを森林所有者さんが意識を持って整備しようとしているところに支援をさせていただきます。</p> <p>森林環境譲与税のほうは、森林経営管理法をいかに促進していくかが目的なので、今まで進みにくかった森林の整備を後押しするような、例えば、人の見える場所での森林整備ですとかは、一部かぶるところはあるのかもしれませんが、基本的には森林整備に意欲がある、意欲がない、大まかに言うとそういうイメージであり、県の森林環境税と両輪で進めていこうというのが、考えてございます。</p>
議長 (藤野会長)	<p>鈴木委員、今のでいかがでしょうか。</p>

鈴木(清)委員	ありがとうございます。
議長 (藤野会長)	他に御意見いかがでしょうか。 よろしいですか。
	<p>私のほうから一つ、委員の皆様聞いてみたいと思うんですけども、今回の結果というのは、令和元年と比べてそこまで大きく違いがあるものではないのですが、その中で、私が結構注目しているのが、森林の文化を記録するというのが、この県の森林環境税の中では行われているんですね、それを継続しますか、どうしますかという問いについては、あまり積極的ではなさそうな回答結果が得られています。</p> <p>例えば、資料2の8ページですね、(6)番、問7「現在、森林環境税を財源として取り組んでいる内容について、あなたはどれが大切だと思いますか」というところで、水源林とか、里山の荒廃した森林の整備というのは非常に多くの方々が大切だと言ってくさっているんですが、その3つ下のところに、「森林にかかわる文化の記録と公開」というところが、10パーセント程度ということで、非常に少ないなと思っています。</p> <p>私自身、森林の文化というものがどんなものなのかということ自体を研究している人間ですし、個人的な趣味の範囲で言えば、例えば林業で使っている機械ですとか、ノコギリとかですね、ノコギリもDIYで使うようなものではなく、今から50年60年前のノコギリの改良のことを言われまして、非常に大経木を引くのに適したようなノコギリに改良されていたりする、そういうようなものをですね、それこそ文化であり、この日本の中で行われてきたものを記録している、そういうものだなと思いつつながら各地でいろんなものを見てきている身からすると、こういう中の森林の文化に、あまり県民の皆さんが興味がないというのがちょっと悲しいな、と思っているんですが、皆さんいかがでしょう。</p> <p>私としては、森林教育も大切だと思うんですけど、教育の中にもっと文化の香りが入ってきてもいいのではないのかなあと。</p> <p>逆に言うところでは全然、皆さんの関心がないからこそ、こういうところをもっと強化すべきなのではないのかなと思ったりするわけで、言わば林業の歴史、地域の歴史、そういうものがこの福島県もあるわけです。</p> <p>例えば、福島県の皆さんだと当たり前かもしれませんが、これだ</p>

	<p>けシイタケ原木のほだ木生産をやっていた地域っていうのは、日本でもそうそうないわけです。</p> <p>私京都の人間ですので、周りの中でシイタケ原木がないわけではないんですけども、やっぱりここら辺に来て、やっぱり全然違うなど、山の様子が違うなど。私見てきたのはスギ、ヒノキ山ばかりでしたので、そういうところからすると違うという、まさにそういうところが、福島県の文化と言ってもいいぐらいだと思うんですね。</p> <p>なので、そういうところで何かこう皆さん御意見等頂けると私自身は、うれしいなと思うんですがいかがでしょうか。</p> <p>では、白岩委員お願いします。</p>
白岩委員	<p>今シイタケ原木の話が出たからなんですけども、阿武隈山系のシイタケ原木っていうのは、本当にブランドでどこに行っても自慢の商品だったんですね。例えば私もトラックに積んでいって荷下ろしをするときに、岩手県産の原木が入ってきたときには、肌が固くて菌のめぐりが遅いから、やっぱり福島県の原木のほうがいいんですよっていうようなお客さんが非常に多かったのです。冬になると、夏は葉たばこの生産を終えて、冬は仕事がないので、農家の皆さんがチェーンソー1つを持って山に入っていって、そんなに搬出する機械も必要ではないですので、伐採して、一輪車で、又は小さな搬出車でシイタケ原木を搬出しておりました。この搬出は、シイタケ原木には傷をつけてはいけないので全て手作業です。農家の皆さんが、冬場の収入源になっていたことは間違いないんですよ。それが今途切れているっていうのが、残念だなんて私も思ってます。</p> <p>ですから、まだ出荷停止の状況だとは思いますが、皆さん努力していただいて、またそういった活気が震災前のように戻ってきていただけたらと日々願っております。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>五十嵐委員のほうから。</p>
五十嵐委員	<p>いくつかあるんですけども、今の文化というところですね、もちろん藤野先生の御専門である、ノコギリで実際に木挽をやっている方とかいるんですが、福島県には今いるのかな、埼玉のほうに実際いらっしやって、年に1度ぐらいこちら会津のほうに来てです</p>

ね、実演してくださる方がいるんですけども、その度にこういうことの技術がもっと広く見られる機会があったらいいな、なんて思うこともあります。

それと、この文化ということだと炭焼きですとか、もちろん木を使った漆、それから桐を使う、例えば琴ですとか、そういったものにつながっているの、それを使うというか、復活できるものがあるのか、まあ炭焼きはまだ辛うじて知っている人がギリギリ残っているかなという状態なので、そんな全体のものを含めての文化の継承というような考え方が入ってもいいのかなと思いました。

あとそれに加えてなんですけれども、「知らなかった」という回答がとても多いわけじゃないですか。

この制度について、これをどうしたら県民に見える化できるかということ、森林に関わっている人だと割と見えている方多いかと思うんですけども、普通にというか、あまりそこにかかわらず生活している人にも、気づいてもらえるような使い道というのが、それがイベントとかではなくて、やはりこの生活の中でプラスになるような、例えばですね、道路脇の、非常に見通しの悪い道なんか結構会津の方多いんですけども、そういったところのスキを伐採するとか、景観と同時に安全を確保するとか、そんなことがあって、県の森林環境税が使われているんだってということも含めて、見えたりするといいのかななんて考えをいたします。

以上です。

ありがとうございました。

一つ目は、文化のところのお話で、先ほどの続きなんですけれども、そのあとに付け足していただいたものとしては、この資料2の何ページですかね、資料2よりは資料1のほうがいいですかね。

先ほどの資料1の2ページのところの、森林環境税の認知度、これが令和6年度でいうと51パーセントの方が知らなかった、それまでの調査でも、半数近くの方が知らなかった、というところでもっと知名度を上げる工夫が必要じゃないかという御意見だったかと思えます。

事務局にこれをどうお考えですかと聞いても「頑張っています」という答えしか出てこないと思うので、逆に委員の皆さんからこういうことをしてはいかがだろうかという御意見などがあれば、この場を出していただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長  
(藤野会長)

いかがでしょうかって難しいですねこの話は。私のほうからさせていただくと、この森林環境税というのが、1番最初に始められたのが、平成何年だったか忘れましたが、高知県なんですね。高知県に行くと結構いろんなところにこの森林環境税を使ったものがあります。

例えば、高知空港に降り立って、降りていこうとすると、この腰板の部分が、この森林環境税を使った腰板になっていて、「森林環境税を使っています」と書かれていたりするんですね。

あと、最近大分見なくなっちゃったんですけども、町なかのコンビニにいろいろなチラシを置くラックって言ったらいいんですかね、こんな感じでチラシがぼんぼんと置かれている、あれが木製で、よく見たら「森林環境税でできています」とか書かれていたりするんですね。もうそれは他の県でも結構見かけたりするので、多分、これ自体を周知というよりは、この森林環境税の中でも書かれていますけれども、木材利用をもっと促進して、その中でバーンと、「森林環境税を使っています」というのをPRしていくというのが1つ、まだまだこの福島県に足りてない部分なのかなというのをですね、よその県に行くといつも思っています。

高木委員なんか結構いろんな県行かれるので、いろんなところで見られるんじゃないかと思いますが。

高木委員

全く同じことを思っていました。

議長  
(藤野会長)

なのでうちちょっとというか、大分この木材利用を頑張っていたとしてもいいのかなと思うのですが、そうなってくると、ちょっと鈴木謙司郎委員の御意見も、お伺いしていきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

鈴木(謙)委員

そうですね、目に見えるかたちでPRしていくのはとても大事だと思います。

あと、僕もこのアンケート結果を見て、半分ぐらいの人しか知らないということだったので、やっぱり今、それでなくてもいろいろ税金が上がっている中で、やっぱりもっと目に見える形で、PRしていただければな、我々も含めてPRしていきたいなと思っております。

議長

ありがとうございます。

(藤野会長)	<p>そのあたりのことを県の事務局のほうとしても御検討頂くのがいいかなと思います。</p> <p>よろしいですか、森林計画課長お願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>PRというところですが、今年度、県民の皆さんから御意見を頂くというところで、大分広げさせていただいたのが、SNS、インスタグラムですとかフェイスブックで発信を増やしたところでは、是非、委員の皆様にも、御覧頂きたいなと思います。</p> <p>アンケートも、そちらのほうから発信もさせていただいております。</p> <p>それと、現場でのPRでございますが、県の森林環境税も、スタートのときから、森林環境税を使い森林整備をしたところでは、森林環境税を使って森林整備しましたということで現場に表示しております。</p> <p>ただ、皆さん、あんまり御覧になれてないということなので、水源区域になると、山の奥のほうになりがちなので、そういった意味でなかなか皆さんが御覧いただけてないのかなと思っております。</p> <p>木材利用に関しましても同じように、森林環境税を使って作りましたということで、例えば空港とかで利用されているものについては、アピール板で表示しております。</p> <p>そのアピールの仕方に、御意見がございましたら、是非いただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>はい。ということですので今日この場でなくても、何か思いついたら、ぜひ事務局のほうにまたお知らせ頂ければと思います。</p> <p>今野委員のほうから御質問があるということですので、今野委員お願いいたします。</p>
<p>今野委員</p>	<p>先ほどの個人アンケートの項目の中で、資料2の中で、問4と問7と問9のところで令和元年との比較をしているんですけども、この中で、令和元年のところは数値が出てないとか、逆に令和6年のところは数値が出てないとかっていう項目が表示されているところがあるんですけど、これは、もともとやったときに選択肢がなかったのか、それとも選択肢はあったんだけど、回答数がなかったということで、こういう表示になっているのかを教えてくださいと</p>

	<p>いました。</p> <p>その辺が比較できるとすると、これからその意識醸成のどこに力を入れていかなきゃいけないのかとか、減ったのだと、やっぱりちょっとそこに意識醸成としては力を入れなきゃいけないとか、そういうのも見えてくると思いますし、特に問4だと、かなり令和6年度のときに、項目数がすごく多様になっているので、その辺は何かその個人の人たちの中で森林に対していろんな考え方があっていうところになるのかなと思ったりしたので、この辺を教えていただけると助かります。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局のほうから回答できますでしょうか。</p> <p>森林計画課長お願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>お尋ねの令和元年と令和6年度の違いなんですけれども、パーセントの棒線になっているところ、これは項目としてなかったという整理でございます。</p> <p>例えば5ページ目の、問4については、項目が細かくなったということですが、よりどちらのほうを重要視するかを、正確に思いを表現していただくという意味で、項目を細かくしていったという状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>今野委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>この9ページの間9のところは、かなり令和6年の選択肢が増えてるんですけども、逆に令和元年は何を聞かれていたんでしょうか。</p> <p>例えば二つまでしかなかったのかにしても選択肢がもともと少な過ぎたんじゃないのかなと思うんですけども。</p> <p>すぐ出そうでしょうかね。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>すみません、少々お時間いただきたいです。</p>
<p>議長</p>	<p>では、また後ほどで結構です。</p>

<p>(藤野会長)</p>	<p>それでは大分この資料2・資料4でお時間ちょうだいしましたので、もう一つ資料がございますので、資料5の説明をしていただいた後に、また総合的な御意見をちょうだいしたいと思います。 では事務局のほうから資料5の説明をお願いします。</p>
<p>森林計画課主幹 (眞壁主幹)</p>	<p>では資料5の御説明をさせていただきたいと思います。 こちらの資料は、令和6年10月8日に「森林の未来を考える懇談会」から県へ提出された意見書となっております。</p> <p>1ページをお開きください。 ポイントとなる部分を読み上げさせていただきたいと思います。 福島県は森林が県土の7割を占め、森林は豊かな水などをもたらすだけでなく、地球温暖化防止などにも重要な役割を果たしております。</p> <p>健全な森林を次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な役割であり、福島県は平成18年度から福島県森林環境税を導入して取り組んでまいりました。</p> <p>東日本大震災や原子力発電所の事故で、様々な活動が中止となり、県民が森林と関わる機会が減少しましたが、全国植樹祭を契機として、森林内での活動が再開され、取組を継続していくことが重要になっています。</p> <p>県内の森林は成熟し、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な経営管理を進めることが課題となっております。</p> <p>近年は、世界的にも平均気温が上昇し、集中豪雨などの異常気象や災害の激甚化、多発化が懸念されています。</p> <p>災害防止や、ふくしま2050年カーボンニュートラル実現に向けても、水源涵養など、森林の有する多面的機能の発揮が求められています。</p> <p>一方で、再生可能エネルギーの推進により、大規模な森林開発が行われ、県民からは、景観や自然環境への影響を心配する声もあります。</p> <p>令和元年10月に、懇談会では、県民一人一人が参画し、森林づくりをしっかりと支えていく「森林づくりの提言」を行いました。 この提言を確実に実行することで、実行することが重要であると考えます。</p>



2ページに移ります。

1の福島県森林環境税の制度継続についてです。

福島県森林環境税の制度は、県民アンケート調査の結果等から継続を強く求める意見が多い。当懇談会は、引き続き県に制度の継続を求める。

2の福島県森林環境税の活用に当たっての基本的な考え方、  
(1)6つの施策展開の継続

現在の6つの施策展開を継続し、既存の補助制度等との役割分担を図りながら、森林環境税を活用した課題解決に取り組むこと。

また、税の活用に当たって、県民への公平・平等性について十分に考慮すること。

福島県森林環境税を活用した6つの施策展開は以下のものとなっております。

(2)重点的に取り組む方向性です。

福島県森林環境税により、令和8年度以降に重点的に取り組む方向性を次に示す。

それぞれの取組は相乗効果を促すこと、ということで、以下6つの丸印にあります、取組が掲げられています。

こちらについては、4ページ以降で詳細を御説明させていただきます。

(3)森林を森林として持続的に保全・利用する施策について、近年、再生可能エネルギーの推進により、環境の保全を担う森林においても、大規模な開発計画が進行している。

森林は土砂災害の防止などの公益的機能を有しており、公益的機能の維持は、かつては中山間地域の木材生産活動により支えられていたが、木材価格の低迷等により困難な状況にある。

このため、森林を森林として維持利用することの大切さを県民に積極的に周知するとともに、多くの人が意欲を持って、森林整備や木材生産等に、取り組める施策に福島県森林環境税を活用することを要望する。

といった内容です。

4ページをお開きください。

令和8年度以降の福島県森林環境税により重点的に取り組む具体的な内容についてです。

1番目の「山地災害防止や、水源かん養機能の増進を図る森林の整備」～荒廃の恐れがある森林における適切な間伐等の実施～です。

県内の森林について、「手入れが不十分で荒れている」と回答した人は52.8パーセントと過半数を占め、森林の大切な機能として69.4パーセントの人が、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、58.1パーセントの人が「豊かな水を蓄え、水を浄化する働き」を挙げている。

45.2パーセントの人が「公益的機能を発揮できる災害に強い森林づくり」に今後重視して取り組むべきであるとの回答。これを踏まえて、山地災害防止や水源涵養機能の発揮を確保するため、荒廃のおそれがある森林において間伐等の森林整備を適切に行う必要があり、着実な実施に向けて重点的に取り組むこと。

2番目、「花粉の少ない苗木を活用して進める人工林の伐採・再造林の実施」～主伐期を迎えた森林資源の利用と植林を促す森林整備の取組～

今後の取組として「成長した樹木の利用を進め、伐採跡地への植林を推進する取組」を60.7パーセントの人が、「花粉症対策のための森林づくり」を35パーセントの人が大切だと考えている。

18.6パーセントの人が、県内の森林について「伐採されたまま放置されている」と感じている。

このため、花粉の少ないスギ苗木を活用しながら、主伐期を迎えた人工林の伐採から再造林までの一貫作業を計画的に推進するなど、花粉症対策を進めながら、確実な再造林の実施に重点的に取り組むこと。

3の「地球温暖化防止機能の発揮を促進する森林の循環利用」～適切な森林整備を維持する県産材の利活用推進の取組～

森林の大切な機能として、58.6パーセントの人が「二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き」を挙げている。

今後の取組として、32.9パーセントの人が「民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進」、29パーセントの人が「石油に代わる木質バイオマスの利用促進」を大切だと考えている。

「伐って、使って、植えて、育てる」ことによる森林の循環利用の

推進が、二酸化炭素吸収量の増加につながり、地球温暖化の防止に資する。このため、県産材の適切な利活用による住宅や公共施設、森林学習教育施設の木造・木質化、木製品の導入の推進に重点的に取り組むこと。

また、未利用間伐材等の活用により、木質バイオマスの利用促進に取り組むこと。

5ページです。

4の「里山林など身近な森林の整備」～野生動物と棲み分け、地域住民が安心して立ち入るための取組～として、県内の森林について、「病虫害、クマ・シカなどの被害が目立つ」と回答した人は36.7パーセントと、前回の調査から大きく増えた。

今後の取組として、「水源林や里山林などでの荒廃した森林を整備する取組を71.7パーセントが大切だと考え、役割として、「動植物の生息の場所としての働き」を28.7パーセントが大切だと考えている。

里山林などの身近な森林においては、森林病虫害対策のための森林整備等を適切に行いながら、地域住民が安心して立ち入ることのできるようにすることが大切である。

このことから野生動物と共存していくための緩衝帯整備や、遊歩道整備など、里山林の整備に重点的に取り組むこと。

5の「森林づくりの提言を踏まえた森林環境教育・学習・保全活動の推進」。今後の取組として、31.1パーセントの人が、「子どもから大人まで全ての世代を対象とした森林環境学習等の実施」が大切だと考えている。

今後重視すべき取組として、「小中学校向け教育」を49.3パーセント、県民全体に向けた「森林環境に関するイベント」を46.6パーセントが大切だと回答した。

一方で、55.2パーセントが「森林にはほとんど立ち入らない」と回答しており、森林との関わりが少ないことが見て取れる。

このため、引き続き小・中学校における森林環境教育を支援し、教育現場での実践定着に向けた環境整備や指導者育成等に取り組むとともに、「森林づくりの提言」を踏まえた、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、保全活動の実施や機会の提供に重点的に取り組むこと。

6の「福島県森林環境基金、制度等の広報活動の充実強化」。

福島県森林環境税を知っていたと回答した人は35.2パーセントと5割に満たず、前回の調査結果から減少している。

平成31年4月から導入された国の森林環境税との違いも、多くの県民に知られていなかった。

個別の意見でもSNSやメディア広報誌の活用等により広く周知すべきであるという意見が多くあったことから、SNS等を積極的に活用しながら、福島県森林環境税の目的・成果の両面から県民に分かりやすく説明し、森林環境基金制度等の広報活動の充実強化に取り組むこと。

6ページ以降は、先ほど資料の2から4までで御説明した各アンケート結果等の取りまとめとなっておりますので、こちらについては説明を省略させていただきます。

最後に、別紙3を御覧ください。

こちらは現在の第4期対策に入る前に森林審議会からいただいた答申の項立てを記載したものとなっております。

第1の森林林業の現状と課題では、本県の森林資源等の現状と、2の(1)にあります森林整備の推進、以下4つの視点でそれぞれの課題が挙げられています。

第2の森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価においては、平成28年から令和2年に税を活用して取り組んだ内容と、その実績や評価が施策区分ごとにまとめられています。

第3、次期対策に当たっての基本的な考え方では、県民アンケート調査結果等を踏まえて、審議会として税制度及び主要施策を継続すべきと判断する旨が記載されているとともに、税の活用に当たっての留意すべき点として、施策区分ごとにどのような内容に重点的に取り組む必要があるかが記載されています。

また、平成31年4月に国の森林環境譲与税が開始したことを受け、譲与税の使途の記載や国税県税の役割を明確にして取り組む必要があることが述べられています。

第4の森林環境税を活用した次期対策の提案の中では、第3の基本的な考え方が必要であるとした内容について、より具体的にどのようなことに取り組んでいくかが、施策区分ごとに提案がなされています。

また、対策の期間を、令和3年度から令和7年度までの5か年と

<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>することが適当と考える旨と、国の森林環境譲与税との役割分担について記載されており、森林整備においては、県税と国税で対象となる森林が異なるため、それぞれの制度で森林整備を一層推進することなどが述べられております。</p> <p>以上御説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>資料5と別紙3について説明頂きました。</p> <p>本日説明があった全ての資料も含めまして、御質問、御意見、感想など、いただきたいと思いますが、特に、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方、これに対する御意見について、いろいろ頂きたいと思いますが、いかがでしょうか</p> <p>皆さんのほうから自由に御意見ちょうだいしたいと思います、いかがでしょうか。</p> <p>では高木委員お願いいたします。</p>
<p>高木委員</p>	<p>先ほどもこの県の森林環境税と国の森林環境譲与税、車の両輪じゃないですけども、そういったことで、うまいこと役割分担をして、うまい方向に森林整備とかそういったことに使えていければというお話だったんですけど、おっしゃるとおり、考え方としてはそうなんだよねと思いつつですね、一方で、現実的なところでいうと、県税である森林環境税と、それから森林環境譲与税ということで、県・市町村にやってくる金額、福島県全体で考えると、桁が違うスケール感になっております。</p> <p>なので、僕はその棲み分け、外向けにどういう施策目的ということがあるわけだから、そういう意味では色分けはありつつも、実際的には、例えば、県の森林環境税を呼び水にして市町村に配分される森林環境譲与税を、それを推進するような形で追い風にするような感じで使っていくような仕掛けをしていくというのがいいんじゃないのかなと漠然と思っております。</p> <p>それを具体的にどう仕組むのかっていうのは、いろいろあると思うんですけど、いずれにしても、市町村に配られる森林環境譲与税も、交付金という形で色付けの無いお金になっておりますので、また県で配分される、投資される場所の森林環境税も同じく、もちろん、森林林業とまるつきり関係ない部分に使うというのはないでしょうけれど、いわゆる補助金みたいな条件はついてはいないので、</p>

	<p>そういう意味では、言い方悪いですけど何にでも使えるお金なので、本質は変わらないと思うので、何とかそこは、行政的には、仕分けはあるんだけど、実際的には1つの同じことを、前に進めていくために使えるように工夫してもらえたらなど、そういったことが実現できるといいなと思っております。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局のほうで、今の御意見について何かありますでしょうか。 では森林計画課長お願いします。</p>
<p>森林計画課長 (鈴木課長)</p>	<p>まず、基本的にはというところですが、別紙2でお渡しさせていただいたこれを基本にしまして、棲み分けをしっかりと取り組み、福島県内の森林整備は年間5,000ヘクタール程度でございますが、震災前は12,000ヘクタールほどありましたので、大分少ない状態で、やはり森林整備を積極的に進めていかないと、次世代につなげる森林の管理というところは危機感があります。 棲み分けはしっかりとしながら、森林環境譲与税の主たる目的と、あとは県の環境税の公益的機能の発揮、というところを進めていければと考えております。 以上です。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>ありがとうございます。 ほかの皆様から御意見、御感想等ございますでしょうか。 では、鈴木委員お願いいたします。</p>
<p>鈴木(謙)委員</p>	<p>教えていただきたいんですけども、アンケートの中で、「手入れが不十分で荒れている」という回答が半分以上あったと思うんですけども、実際問題、福島県って、他県と比べると実際どうなのか、手入れが行き届いている方なのか、その辺を教えていただきたいのと、あと、2点目ですけども話がちょっと飛んでしまうんですけども、今回この森林審査会ということで、今日の話題には出てなかったですけども、ソーラーがかなりあちこちあって、これがあると、雨が降っても、山に吸い取られないでそのまましゃーっと出ちゃって、そのまま川にいつちゃうんだとか、CO2を蓄積しなかったりするんだと思うんですけども、県としてこれからまだソーラーは増え続けていく感じなんですか。</p>

	<p>自分としては、なるべくストップしてほしいなと思うんですけども、その辺のところ、お聞きしたいなと思っております。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。 2点あったかと思います。 何か答えられるものはありますでしょうか。 森林整備課長お願いします。</p>
森林整備課長 (宗方課長)	<p>委員から御質問ありました、荒廃しているというイメージですが、福島県としては森林が多い県で、先ほど森林計画課長からもお話ありましたように、震災前は12,000ヘクタールほど森林整備していた面積が、震災以降一時的には増加したものの、5,000ヘクタール前後で推移しているという状況から見ていきますと、震災前から比べると、森林に対する手入れは要所要所でやっているんですけども、相対的に荒廃しているイメージされているのかなあというところ、私としてはその統計資料とアンケートの結果を関連づけたときに、そういう回答となっているのではないかなと思いました。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。 もう1点、ソーラーとの関係は森林保全課のほうからでしょうか。</p>
森林保全課長 (石井課長)	<p>アンケートの結果でも、大規模な再生可能エネルギーの開発に対する御懸念の声を頂いておりますが、林地開発につきましては、許可条件を満たせば、結果的には許可せざるを得ないというような内容です。再生可能エネルギーの推進等について検討する企画調整部と、景観等に関して所管しております生活環境部、それらの関係部局と連携するとともに、さらには地元市町村と連携しながら、適切な林地開発になるように、今後も取り組んでいきたいと考えております。 よろしく申し上げます。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。 マスコミの報道によると、例えば福島市であれば、メガソーラーですね、これを山林につくらせないような条例の検討もされているという話がありますので、個別で見えていくと、国全体としても、乱開発のような形になることは避ける方向で動いてはきてると思うので</p>

すが、いかんせんこれ法律で規制となると、かなり大変になってくるお話になってくるので、要は民間の経済活動を制約するという形に、なってまいります。

この森林審議会としましては、関わってくる部分が林地開発許可、大規模に森林を切り開くときにそれを適正かどうかを審査するというのが、この森林審議会では、権限として持っているわけなのですが、そこに出てくるものというのは基本的にはそれなりにちゃんと対策を法律上、法律のレベルがこのレベルだとすると、このレベルはちゃんとクリアしていますよというものができてまいまして、法律をちゃんと満たしているんでしたら許可せざるを得ないという、まさに「せざるを得ない」という表現が適切なのかなと思います。

それ以上のところはなかなか、この森林審議会としてどうこうというのは難しいと思いますが、この森林環境税でとなると、特に森林環境税で開発に使うというメニューさえなければ、森林環境税でそういうところにお金が行くことはないのかなと思います。

補足でございました。

森林計画課長お願いいたします。

森林計画課長  
(鈴木課長)

皆さんの手元にパンフレットがあると思うんですが、森林の環境を守っていくということは大事であると、これは平成18年の森林環境税の制度創設時から念頭に置いていることでして、県民参加の森林づくりということで進めてきています。

パンフレットの裏面の部分を御覧頂きたいんですが、森林づくりの目指す姿というところがございます。

幼少期から大人に至るまでということで、いろんな形で森林づくりに関わっていただいて、その大切さを御理解いただく、という取組を、平成18年から約20年近く進めてきております。

県民の皆さんに森林の大切さというのを御理解いただく活動も、この森林環境税という制度でさせていただいているということをご話させていただきました。

議長  
(藤野会長)

補足ということですかね。

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では関委員お願いいたします。



関委員

先ほどからいろいろな知らなかったことを勉強させていただきまして、特に藤野先生がおっしゃった森林の文化という点で、文化と言われても何があるんだろうと全く思いが至らないようなところから、使う道具だったり、シイタケのほだ木だったりとかそういうことが、思い至らないっていうような私みたいな人が多分多いのではないかと思いますので、そういうところから、もっと広報といいますか、まず小学校4年生か5年生のときの森林環境学習で、森林を訪れて、いろいろな木の名前を知ったりとか、ドングリを使って何か作ったりとか、そういうのはあると思うんですけども、そういうところにその文化、昔から森林の恵みを受けていろいろな職業があるとか、そういう勉強も必要ではないかなと思ったところです。

あとやはり、アンケートですとか、タウンミーティングとか、そういう参加者の構成を見ても、若い人が少ないなっていうのがあると思いますので、SNSを最近発信されているとお聞きしましたが、まずそのSNSがあることを知らない人が多いのと、あってもどうやってそこにたどり着くか分からない人が多いと思いますので、その対策をどうしたらいいかっていうのがあると思います。

私自身、今週末、林業祭がありますよね。その林業祭のチラシをいただいて行きたいと思ったんですけども、子どもの学校の行事でちょっと行けないんですが、そういう行けない人のために動画でその様子を知らせていただくとか、あと、ニュースで、林業アカデミーに通われている方がチェーンソーで賞をとられたっていうのをお聞きしまして、すごくすばらしいことだなと、広報的にもすばらしいことだなというふうに思いましたので、これを機にもっといろいろ発信していただくとか、より若い人に届くようにいろいろ考えていただけたらなと思います。

1つ思ったのが、学校でチラシを配る際に、QRコードですとか、すぐにホームページにいくとかそういうのを載せていただくとか、そこに辿り着くような工夫をお願いしたいと思います。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます。

例えばそういうQRコードの先にあるのは、例えばこういうパンフレットでもやっぱり小学生だと難しいですよ。

もっとかみ砕いた小中学生向けで、同じ内容なのか、もっと小中学生に特化したような内容なのか、考えて作った方がいいというこ

森林計画課長  
(鈴木課長)

とですかね。

ということなんですけれどもいかがでしょうか。

森林計画課長をお願いします。

いろいろ検討させていただきながら、PRを広げていければと思っております。

それと、林業アカデミーの修了生ですけれども、世界伐木チャンピオンシップです。オーストリアで9月に開かれた大会ですが、御説明したいと思ひまして、2期生で、今、秋山林業、棚倉町で、武藤唯さん、という女性ですが、オーストリアの世界大会に行きまして、銅メダルを獲得しました。そして各種目別だと銀メダルを2つ獲ったということです。

こういったPRできる話題をちゃんとリンクさせながら、広げていければと考えております。

なお、週末の林業祭にも、武藤唯さんが来場することになっていきますので、是非、御覧いただければと思います。

以上でございます。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます。

そうですね、いろんなコンテンツという点でいうと、先ほどの森林文化に関しては、この森林環境税の中で動画を作られて、その中に、例えばクロモジの楊枝の作り方とかで、15分ぐらいの動画なんですけれども、実際にされている方がどんなふうに行っているのかとか、どういう思いでやってきたのか、そういうものなどが、シリーズになって、福島県の森林文化シリーズみたいなのがあったかと思ひますね、そういうのを見てもらったらいいかなと思ひたんですが、多分小中学生に15分は長いなと思ひたので、もしかしたら同じ内容であったとしても、小中学生向けに5分ぐらいでもっと短く、分かりやすく、なおかつ、実際自分たちでちょっと体験してみようみたいな何かがあると小学校中学校なんかでもやりやすい部分が出てくるかなと。ただちょっと刃物を使うことが、多分どの文化でも多くなってくると思うので、その辺りは小中学校の先生にとって負担になるかもしれませんが、そういう今あるコンテンツでも小中学生向けに何かアレンジできれば面白いのではないかなと思ひました。

大変ですけれども、メニューとしてはこの森林環境税、一応森林

	<p>文化の国と謳っているのに、そういうのがあってもいいんじゃないのかなと思いました。</p> <p>ほかの皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>では村越委員お願いいたします。</p>
村越委員	<p>資料1で気になったのが、森林環境税の認知度の設問に対して、令和元年度に比べて令和6年度は総回答数が増えているんですけども、無回答の割合がものすごく増えているというのがとても気になっていて、ウェブとかも実施していただいですごく良いことだなとは思いますが、ウェブと紙で実施ということで、この無回答のほうに入っていた方の割合といたしますか、そのウェブの方の無回答の割合がものすごく増えたからこういう結果になったのか、紙のほうで回答しなかった方が多かったのか、そういう割合とかが、分かるのかなというのが気になりました。</p> <p>あともう一つ、資料2で、アンケートに答えてくれた個人回答で、2ページなんですけども、個人回答の人の構成のところ、年代別のところが、40代50代の割合がものすごく多い結果が出ていて、現役世代が結果的に回答数が多かったのかなと感じるんですけども、20代の方の割合がちょっと少なめで、あまり関心がないのかなってのも、懸念事項ではあるんですけども、人口の割合からいくと、70代以上の方がとっても多いのが半分ぐらいの回答数ということで、大分回答数が多いほうでもあるのかなとは思いますが、40代50代とかの現役世代の方でも、IT関係があんまり得意じゃなくて、ウェブアンケートとかになるとちょっと答えるのが難しいという方がどうしても出てくるので、何も回答がないから意見がないのかなと思うと、話聞いてみるとやっぱりちゃんと意見が皆さんあるので、いろんな方法を使ってアンケートに回答してくれる方の数が増えるように工夫していけると良いのかなと感じました。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の点につきましては、事務局のほうから何かありますでしょうか。</p>
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	<p>まず、資料1の2ページの認知度の部分で、今回無回答の方が13.7パーセントいらっしたということで、大幅に増えている理由としては、森林環境税のウェブアンケートが、1問1問答えて</p>

森林計画課長  
(鈴木課長)

いかないと先に進めないため、途中でやめてしまう方がいた場合、無回答扱いとなってしまった結果でございます。

アンケートの取り方についての御意見ということでございます。できるだけ多く集めるようにということで、今回SNSの周知もしましたし、フェイスブックでの周知もしましたし、あとは検索エンジンというでしょうか、そういったものを使わせていただきながら、取ってまいったんですけれども、村越委員がおっしゃるとおり、いろいろな収集の方法をこれからも検討しながら、アンケートについては集めていきたいと思っておりますので、また、何かアドバイスありましたら、ぜひいただきまして、できるだけ多数の回答頂けるように努力してまいりたいと思っております。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます

御指摘のとおり、高齢の方になるとITに疎いという部分が出てくるかと思いますが、県民の全ての声を聞くというのも大切ですが正確に言うとこれは多分納税者の声を聞くのが適切なのかなと思うんですね。

そうなったときに高齢の方、かなりの方が住民税、県民税ですか、非課税の方も多いいのではないかなと思うんですね。

この森林環境税自体が、このパンフレットにも書いてありますけれども、県民税の均等割が非課税の方には課税されませんというふうになっておりますので、高齢の方の意見がこの割合よりも少なくなっても、ある意味、仕方ない部分もあるかなと思っておりますし、あと紙がありますので、紙のほうでカバーすれば良いかなと。

そういう点では今回ウェブを導入されたということは、回答数を増やすという点では非常に良かったのではないかなと思っております。ただ、ITに疎い方につきましては、従来の紙で対応するとともにこの20代が少ないというところが、これは納税者のはずですので、その部分がどうかと思います。ただ学生もおりますので、学生の場合は多分非課税の方が多いと思っております。

うちの大学にも学生に案内が来ていたんですけれども、ほかのアンケート、全然違うアンケートやったときでも回答率が、協力率はかなり低かったので、やはりなかなかそういう人たちは協力してくれないんじゃないかなと思っております。

---

ただ、だからといってこれで終わりをするわけではなく、引き続きその部分を上げていくとともに、この森林環境の認知度を上げていくというのも恐らく同じくいい動きになってくるんじゃないかなと思います。

時間も大分過ぎてきたんですけども、今日もう1点皆様にお伺いしたいと思うのが、アンケートかタウンミーティングか、その他の意見のようなところで、もう少し小さい規模の方にも、この何か恩恵といいますか、施策の手当てがあってはいいんじゃないかなと意見が1件だけありました。

これは何を意味しているのかなって考えると、いわゆる自伐型林業、例えばそういう形で、昔ながらの自伐も当然あると思いますけども、自伐型林業もやはりいずれも小さい林業と呼ばれるものになります。

それに対して今回、この森林環境税で目指すもの並びに国の譲与税のほうで目指しているもの、これらの文章を見ていくと、いわゆる大きな林業を目指しているのかなと思うんですね。

私自身は個人的には大きな林業の研究をずっとやってきた人間ではあるんですが、ニーズとして、やはり小さい林業をどうしたいのかというのが全国的にもありますし福島県でもやはりそういうのが増えてきていますし、先ほど出てきたアカデミーの学生でも、いずれは自分で林業をやりたいんだと、独立してやりたいんだという人たちもいるわけです。

そうやってきたときにそもそものこの施策の目指す方向性ですね、大規模に木材生産をどんどんやっていくという林業の中で、この山は国の森林環境税で、この山は県の森林環境税で、この山は国の補助金っていうように、今見えているので、本当にそれでいいのかなと。

もしかしたら、この森林環境税は、そういう大きなものは、林業に関しては、国の補助金と国の森林環境税で使ってもらって、国の施策で手当てできないところを、県の森林環境税でなんという考え方もあるのではないのかなと。

そうすると、先ほどの棲み分けという点でいうと、かなり、国では全然できないことをやりますよというような言い方が非常にしやすくなってくるんじゃないかなと思うんですね。

金額的には多分そんなに大きな金額は要らないと思うんですけども、国のメニューがないわけですよ。

---

	<p>多分県の独自のメニューも多分ないと思うんですけども、その辺り皆さん、御意見があれば少しお聞かせいただければ良いかなと思います。</p> <p>いかがでございましょうか。</p> <p>五十嵐委員から手が挙がっておりますのでお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>今の棲み分けで、やはり大きくない隙間のところに使えるような部分があったらいいなと感じることが多々あります。</p> <p>というのは、例えば里山というか、屋敷周りの被害木になりそうなものの伐採とかいう小さい仕事があった場合にですね、なかなかその個人とか、あと神社なんか特にそうなんですけれども、これまでは神社の氏子たちの役員でお金をためて伐っていましたという形がだんだん今後多分存続できないようになる地域って結構たくさんあるんですけど、周りの木はかなり大きくなってしまってこれが倒れたらまずいというようなケースがあったときに、一体誰がこのお金を出して安全のための伐採作業を行うのかなという心配されるケースって結構、今後のことを考えると、割と増えてくるんじゃないかなというような例があるんですね。</p> <p>ですからそれを一体、今、地域ができるのか、市町村ができるのか、誰がやるんだというようなときに、それが公共のものであると認められたらそこに使えるとか、例えばですけども、そういった、余裕を持ったような形で何かあったらいいなと感じます。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>そういう私も想定していないような、そういう隙間ですね、まだここではメニュー網羅しきれていないというところがあるんじゃないかなと思いますが、では、事務局のほうで森林計画課長お願いいたします。</p>
森林計画課長 (鈴木課長)	<p>隙間というお話を頂きまして、タウンミーティングですとか、いろんな要望を頂いておりますので、それが今の事業にマッチして、例えば森林管理につながるか、森林整備につながるか、そういったことを考えながら、いろいろ御提案をさせていただくような形になるのかと思っております。</p> <p>あと、五十嵐委員からお話ございました内容ですけども、イメ</p>

	<p>ージが合うかどうかは分かりませんが、今の森林環境税では、国の事業でやりにくいような、里山林整備事業というのをやってございまして、獣害対策のための緩衝帯の整備ですとか、景観整備、あるいは危険木整理、こういったことに取り組んでおります。</p>
議長 (藤野会長)	<p>それは県独自のメニューですか。</p>
森林計画課長 (鈴木課長)	<p>はい。 参考までにお話しさせていただきました。 以上でございます。</p>
議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。 今何でこんなお話をしたかという、この森林環境税の目的というところ、やはり今回、今日最初から棲み分けの話もありましたけども、そもそも森林環境税を何のために徴収するのか、ここの部分が納得感がないと、なかなかこれを継続しようって話にならないと思いますし、今回出てきたこの資料の中、基本的には、継続しようという意見は多いんですけども、全てではなかったわけです。国のほうで新しくできたんだからもう県は要らないんじゃないかとか、今までやってきたものの費用対効果がちゃんとできているのか、などというような、そういう意見もあったかと思えます。 その辺りを無視して、大多数の方がオーケーと言っているから進めようというのは、やはり、こういう公開の場で検討している中ではよろしくないのではないかなと思います。 それを遡っていくと、何のための県の森林環境税でしょうかというところになってくるかと思えます。 私は別に今この場でひっくり返すとかって話ではなく、皆さんの御意見を出していただくためのアイデア出しとしてこのようなことを申し上げているわけなんですけれども、今日は時間も大分たって疲れてまいりましたというのがありますので、こころ辺りで閉めさせていただこうかと思いますが、先ほど、冒頭のところで見ていただいたとおり、スケジュールを見ると、この後結構何回もこの森林審議会での森林環境税を検討してまいります。とても多いです。 この森林審議会の重みというのもございまして、「森林の未来を考える懇談会」から、今回報告書を出してきていただいているんで</p>

すけれども、我々のいるこの森林審議会は、森林法という国の法律によって定められた会議体でありそこに知事が諮問をしてきた、ということで、法律の立て付け上、非常に重たい責任を持っております。

その立場から、大所高所から御意見をちょうだいするとすると、これだけ回数が必要となってまいりますので、ふだんの生活の中でまた皆さんの御負担になるかもしれませんが、どうしていくのがいいのかなというのを、いろんな観点から考えていただいて、次回また御意見をちょうだいできればいいかなと思っております。

まだまだ議論は足りておりませんが、次回以降もございまして、それはまた次回以降に取っておいていただければなと思っております。

次回が12月の下旬に第3回森林審議会、というのが予定されておまして、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について一中間取りまとめ（案）、これが審議事項になる予定でございます。

事務局のほうでは短期間の準備期間になりますけれども準備を進めていただければと思います。

よろしいでしょうか、皆さん。

それでは議事はここまでとさせていただきます、本日の議場を終了させていただきますと思います。

では司会のほうにお返ししたいと思います。

司会  
(野崎総括主幹)

藤野会長ありがとうございました。

また、委員の皆様には長時間にわたり御審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは次第の7その他に移らせていただきます。

事務局のほうから説明をお願いします。

森林計画課主幹  
(眞壁主幹)

3点ほど連絡事項がございます。

1点目は次回の開催についてでございます。

今ほど会長のほうからもお話がありましたが、12月19日に第3回の森林審議会を、午後1時半から午後4時で開催を予定しております。

場所は杉妻会館4階牡丹での開催を考えてございます。



議題は、福島県森林環境税の在り方－中間取りまとめ－(案)についてと、阿武隈川地域森林計画の樹立等に関して御審議等頂く予定であります。

後日会長名で文書をお送りさせていただきたいと思っておりますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

2点目は、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間取りまとめ－(案)の作成についてです。

本日の、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、事務局で取りまとめたものを11月中旬頃を目安に皆様にお送りさせていただきます。

御意見を提出していただきまして、再度取りまとめたものを第3回の森林審議会に提示させていただきます。

期間の短い中での取りまとめとなりますので、御意見と、御協力をお願いいたします。

3点目は本日の議事録についてです。

議事録につきましては整理の上、御発言された各委員に御確認を頂き、議事録署名人の押印の写しを全委員の皆様にお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課のホームページで公表いたしますので、御了承願います。

事務局から連絡事項は以上でございます。

司会  
(野崎総括主幹)

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回福島県森林審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。